

## 紫波町空き家バンク事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、町内に所在する空家を適正に管理し、及び有効的に活用することにより、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 個人が居住を目的として町内に建築し、現に居住していない建物（近くその状態となる予定のものを含む。）をいう。ただし、売買、賃貸借等を目的に建築したものを除く。

(2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売買又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 空き家バンク 空家の売買又は賃貸借を希望する所有者等から登録の申込みを受けた当該空家に関する情報を公開し、空家の利用を希望する者に提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3 この要綱は、空き家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

### (空家の登録申込み等)

第4 空き家バンクに空家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（様式第4号）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

### (登録事項の変更)

第5 第4第3項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

### (登録の取消しの届出)

第6 登録者は、空家に係る所有権の異動その他の事由により空き家バンクの登録を取り消すときは、空き家バンク物件登録取消届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

。

### (登録者の登録の取消し)

第7 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件登録台帳の登録を取り消すものとする。

(1) 空き家バンク物件登録取消届出書の提出があったとき。

(2) 登録に関し不正、偽り等があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再度登録の申込みを行い登録した場合は、この限りでない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家バンク物件登録取消通知書（様式第8号）により登録者に通知するものとする。

### (空家情報の公開)

第8 町長は、町のホームページ、登録台帳等により、空家情報を公開するものとする。

(利用者の登録)

第9 空き家バンクを利用し、空家に関する情報の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、空き家バンク利用台帳に登録するものとする。

(利用者の登録の取消し)

第10 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用台帳の登録を取り消すものとする。

(1) 利用者本人から登録の取消しの申出があったとき。

(2) 登録に関し不正、偽り等があったとき。

(3) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるときと町長が認めるとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。ただし、再度登録の申込みを行い登録した場合は、この限りでない。

(5) その他町長が適当でないとき。

(情報の提供等)

第11 町長は、必要に応じて、空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用台帳に登録された情報を登録者又は利用者に提供するものとする。

(交渉等)

第12 登録者は、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に定める宅地建物取引業者で、町が仲介に関する協定を締結している者をいう。以下「登録宅地建物取引業者」という。）に利用者との交渉等の仲介を依頼するものとする。

2 町長は、登録者と利用者が行う空家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第13 登録者及び利用者並びに登録宅地建物取引業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンクの利用により知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、作成し、及び利用しないこと。

(2) 町長の承諾を得ず個人情報を複製し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適性に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等が発生したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。